

仕 様 書 (案)

1 件 名

板橋区史跡公園（仮称）施設デザイン及び周辺エリア都市デザイン検討業務
支援委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月15日まで

3 履行場所

板橋区史跡公園（仮称）予定地及び周辺地区

4 業務目的

陸軍板橋火薬製造所跡は、平成29年10月に国史跡に指定された。板橋区では「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」において、当地を公園として整備する方針を定めている。また令和元年に保存活用計画、令和2年に整備基本計画を策定し、史跡整備の指針としている。

本業務はこれまで策定した構想・計画をもとに、次年度以降に予定している史跡公園（仮称）整備基本設計に向け、国史跡と都市公園の共存及び当該史跡公園と調和した周辺のまちづくりを目指し、各種デザイン検討を行うものである。

5 業務概要

- (1) 与条件の整理
- (2) 史跡公園内施設の配置、デザイン検討
- (3) 史跡公開のための空間デザイン検討
- (4) 史跡公園デザイン案に基づく完成予想パース及び模型作成
- (5) 史跡公園周辺エリアの都市デザイン構想案の検討
- (6) 打ち合わせ協議

※(2)(3)は基本計画、(5)は基本構想レベルとする。

6 業務内容

(1)与条件の整理

業務に関係する調査データや既存計画等を収集・整理し、業務全体計画を立案する。その際に歴史的変遷などの考察を加えた上で、デザインの検討に繋げること。

(2)史跡公園内施設の配置、デザイン検討

令和6年度策定の「史跡公園（仮称）整備基本設計方針」に基づき、当地が区に史跡の本質的価値に配慮しつつ、史跡としての歴史を体感できるよう公園のデザイン及び配置を検討する。施設配置については運用・維持管理スキ

ームを立案し、それらを踏まえた計画とすること。

【設置予定施設】※史跡公園（仮称）整備基本設計方針で設置内容を決定

- ①案内・解説施設
- ②休憩施設（ベンチ・四阿・パーゴラ等）
- ③便益施設（水飲み・トイレ等）
- ④管理施設（門・柵・照明等）
- ⑤園路
- ⑥上記①～⑤のほか設計方針で挙げた施設

(3)史跡公開のための空間デザイン検討

①セキュリティーライン遮断時の公開検討

都市公園施設と文化財保全の共存のため、遺構・建造物の集中箇所についてはセキュリティーラインを設け時間管理を行う予定である。そこで公開時間外における遺構・建造物公開方法を検討する。

②園路遮断部分の方法の検討

遺構・建造物により園路が遮断される部分について、回遊を可能とする方法を検討する

③周辺からの公園へのアプローチのデザイン検討

周辺道路から史跡公園へ進入する出入口部分のデザインを検討する。

(4)史跡公園デザイン案に基づく完成予想パース及び模型作成

上記(1)～(3)を踏まえ史跡公園のデザイン案に基づきイメージパース図及び模型を作成する。

(5)史跡公園周辺エリアの都市デザイン構想案の検討

史跡公園を中心としたまちづくりを進めるにあたり、次の項目について検討する。

①現況の把握

周辺地区のまちづくりの現状及び各種法的規制について把握する。

②地域住民へのヒアリング、ワークショップの開催

史跡周辺地区の住民に対するヒアリング、ワークショップを開催する。特に板橋区都市づくり推進条例に基づく承認協議会である加賀まちづくり協議会と連携し業務行う。

③近隣の公的施設整備との連携

近隣の公的施設（石神井川緑道・板橋第五中学校）の整備に向け、史跡公園と調和したデザインの検討を行う。検討に当たっては維持管理・運用スキームを立案した上で史跡公園と連携する検討を行うこと。

(6)打ち合わせ協議

本業務に関し担当者、関係機関との打ち合わせを随時行う。

7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・最終報告書

・ 協議記録	1 部
・ 公園施設イメージスケッチ	1 式
・ 史跡公園イメージパース、完成模型	1 式
・ 電子データ	1 式

8 成果品の取り扱い

- (1) 成果品の所有権、著作権等は板橋区に帰属する。
- (2) 受託者が収集・作成した資料及び成果品等は、区の承諾を得ずに使用してはならない。

9 業務の完了報告及び契約代金の支払い

履行完了後、すみやかに完了報告書を区に提出すること。

契約代金は、完了報告書に基づく区による検査に合格した後、受託者からの書面による請求に基づき、一括して支払う。

10 その他

- (1) 受託者は、区と連絡を密にとり、作業の進捗に支障のないようにすること。
- (2) 区が、受託者に貸与した資料等の取り扱いには十分注意すること。
- (3) 本業務により知り得た個人のプライバシー等に関する事項については、「個人情報を取り扱う業務委託契約に係る特記事項」による。
- (4) 受託者が区との間でデータの授受は、次の点を遵守する。
 - ① 原則として外部記録媒体は使用せず、区指定の「ファイルストレージシステム」を用いて授受を行う。「ファイルストレージシステム」の利用ができない場合は、その理由を明らかにし、区の指示を受けること。
 - ② 使用するファイル等は、作業開始前にウィルスチェックを実施し、安全を確認したうえで作業に入り、作業終了後は同様にウィルスチェックを実施し、安全を確認すること。
- (5) その他、本仕様書に明示のないもの、またはその解釈に疑義が生じたものについては、受託者と区で協議を行い定めるものとする。

11 担 当

板橋区教育委員会生涯学習課 近代化遺産担当係 鈴木
 住所 板橋区板橋二丁目 6 6 番 1 号 板橋区役所北館 6 階
 電話 03 (3579) 2664